

緑の地球

106

Vol. 23-3



公益財団法人
国際緑化推進センター

日本側は外務省と林野庁から、中国側は国家林業局と外交部からそれぞれ担当官が出席した。

同委員会は、中国における緑化協議を行った。

林野庁の主催で国際セミナー「森林の公益的機能の発揮に向けた取組」が9月12日、国立京都国際会館で開催され、約150名が参加した。

このセミナーは、今年4月に開催された国連森林フォーラムにおいて水土保全機能など多様な森林の価値をどのように評価し、どのように森林保全に活かしていくかが課題とされたのを受けて開かれたもの。FAOの世界森林資源評価(FRA2015)において紹介されるとともに、国内ほか二

つとも、森林の公益的機能について詳しいデータを集積し、各国取組の分析が行われることになつてゐる。

林野庁の主催で国際セミナー「森林の公益的機能の発揮に向けた取組」が9月12日、国立京都国際会館で開催され、約150名が参加した。

このセミナーは、今年4月に開催された国連森林フォーラムにおいて水土保全機能など多様な森林の価値をどのように評価し、どのように森林保全に活かしていくかが課題とされたのを受けて開かれたもの。FAOの世界森林資源評価(FRA2015)において紹介されるとともに、国内ほか二つとも、森林の公益的機能について詳しいデータを集積し、各国取組の分析が行われることになつてゐる。

表紙写真：ケニア国 Kibwezi 県に自生していた *Acacia polyacantha*。アカシア類の中でも成長が早く、材木、薪炭材用途の他、飼料木、蜜源として有用である。樹液はキャンディーの材料となる。積極的な活用が望まれる樹種である（写真：飯田敏雅（国際緑化推進センター））

日中民間緑化協力委員会第14回会合が開催

日中民間緑化協力委員会の第14回会合が、7月2日、東京で開催され、日本側は外務省と林野庁から、中国側は国家林業局と外交部からそれぞ

れ担当官が出席した。

同委員会は、中国における緑化協議を行った。

力を行う日本の民間団体等を支援するため、日中両国政府が公文を交換して1997年に設立され、以来毎年開催されている。委員会が支援する植林事業には、これまで日本側より72の民間団体が携わり、中国側よ

り関係省庁および29の自治体における多数の住民が参加して実施されてきた。

今回の会合では、前年度に実施した植林事業（79件、4874ha）の

レビューと本年度の植林事業の実施

方針について意見交換が行われ、着実に成果が積み重ねられていることを確認するとともに、今後、砂漠化・黄砂対策により重点化を図りつつ効果的にプロジェクトを実施していくこととで日中双方が一致した。

国際セミナー「森林の公益的機能の発揮に向けた取組」が開催

林野庁の主催で国際セミナー「森

林の公益的機能の発揮に向けた取組」が9月12日、国立京都国際会館で開催され、約150名が参加した。

このセミナーは、今年4月に開催

された国連森林フォーラムにおいて水土保全機能など多様な森林の価値をどのように評価し、どのように森林保全に活かしていくかが課題とされたのを受けて開かれたもの。FAOの世界森林資源評価(FRA2015)において紹介されるとともに、国内ほか二

住友林業とJICAが連携し、ベトナムでREDD+実証活動

住友林業（本社東京）とJICAは8月、ベトナムにおけるREDD+実証活動に関して連携協定を締結し、同国北西部のディエンビエン省で2015年8月まで2年間実施する活動を開始した。民間企業とJICAの連携によるREDD+実証活動は、初の試み。REDD+については現在、国連で、

途上国でのREDD+活動により排出が抑制されたCO₂相当量に対し、経済的なインセンティブを与える方向で議論が進んでおり、本格的制度導入に先立つて実証活動を実施することで、REDD+の取組の加速・拡大を目指す。ディエンビエン省はベトナムで最も貧しい地域の一つで、農地拡大や野焼きなどにより森林減少が進行している。実証活動では、森林保全、植林、果樹・野菜栽培、家畜の飼育など、住民参加による総合的な取組を支援し、これらREDD+活動をモニタリングする」とにより気候変動緩和策としての効果を農村レベルで実証する。

同地域で2010年から持続可能な森林管理に関する技術協力プロジェクト等を実施しているJICAと、2011年から二国間クレジット制度構築についての実現可能性に討論が行われ、公益的機能評価のための方法論や機能の優先度の多様性、普及等について話し合われた。

セミナーでは、FAO担当官からFRA2015の取りまとめを通じた最新の世界の森林資源の動向について紹介されるとともに、国内ほか二ユージーランド、オーストラリアから招かれた講師により、森林の公益的機能の評価と分析に関する取組や

ITTOが年次報告書2012を発行

国際熱帯木材機関（ITTO）は9月、年次報告書2012（日・英・仏・西）を発行した。2012年度の活動報告書である本書は、国際熱帯木材協定2006（ITA2

006）発効後の今後数年間の活動方針の決定、ITTOテーマ別プログラムの実施や評価、各種研修・出版、共催イベントなど年間を通じてITTOが実施した重要な活動の詳

細が報告されている。左記URLからダウンロードできる。

http://www.itto.int/ja/annual_report/

ITTOは他の熱帯木材に関する最新の統計を含む「世界の木材

グローバルフェスタJAPAN'13、10月5・6日に日比谷公園で開催

毎年、国際協力の日（10月6日）を中心とした時期に開催されるグローバルフェスタJAPANが、今年も東京・日比谷公園で10月5日・6日に開かれる。一般市民に国際協力の現状や必要性について理解と認識を深めてもらうことを目的に、多彩なプログラムで実施される。

今回のフェスタには、国際協力活動に関わるNGOをはじめ企業、民間団体、政府、途上国大使館など合わせて約250団体が参加し、七つのゾーンに分かれた出展エリアで、ブース展示などを通じてそれぞれの取組や活動を紹介する。

一方、メインステージでは、国際協力に関するトークショーやドキュメンタリー映画の上映、コンサート

緑の募金事業、海外緑化では44件を助成

「緑の募金」運営団体の国土緑化推進機構は、寄せられた募金をもとに、緑のボランティア団体の国内外での森林づくり事業を支援する緑の募金・中央事業について、平成25年度は207件への助成（交付総額2億50万円）を決めた。

このうち海外緑化は44件（総額100万円）で、アジア（37カ国）、アフリカ（5カ国）、南米（1カ国）、オセアニア（1カ国）を舞台に、それぞれ砂漠化防止、水土流出防止、薪炭林造成、水源涵養林整備、生態系保全、モデル里山づくり、マング

●106号—目次●

国際緑化ニュース	1
第2回APEC林業担当大臣会合の結果概要	3
熱帯林管理における「村人の権利」という視点	5
プロジェクト追跡く（特活）イカオ・アコ：フィリピン・ネグロス島で森林再生事業	7
センターの活動／基金へのご協力	9

などが繰り広げられる。また、屋外テントのほか日比谷図書文化会館を会場に開かれるワークショップでは、NGOや企業による安全な水や児童労働、フェアトレードなど様々な取組に関する報告のほか、国際機関による国連ボランティアの応募方法の紹介など国際協力キャリアを志す人たちに向けた情報提供などが行われる。最終日にはチャリティ・ラン（皇后周回コース）も実施される。

第2回APEC林業担当大臣会合の結果概要

林野庁海外林業協力室 課長補佐

服 部 浩 治

閣僚宣言「クスコ声明」を採択

2013年8月14日から15日までクスコ（ペルー）において、「第2回APEC林業担当大臣会合」が開催され、「クスコ声明」が採択されました。会合には、APEC（アジア太平洋経済協力）の18の国・地域（エコノミー）に加え、国連食糧農業機関（FAO）、国際熱帯木材機関（IITTO）、国際熱帯木材機関（TNC）などのNGO等約100名が出席しました。我が国からは林野庁の本郷浩二森林整備部長のほか担当者が出席しました。

3. 各セッションの議論の概要

セッション1では、「グリーン成長と生計のための森林経営」をテーマとし、将来の世界人口及び気象灾害の増加に対応し、食料需要が増加すると見込まれる中、域内のグリーン成長と生計の向上のため、いかに

セッションにおいて、気候変動へ対処する観点から、2020年までに域内の森林面積を少なくとも2000万ha増加させるという願望としての

1. 会合開催の経緯

2007年のAPECシドニー首脳宣言において、気候変動へ対処する観点から、2020年までに域内の森林面積を少なくとも2000万ha増加させるという願望としての

「林業目標」が合意されました。この林業目標の進捗をフォローアップするため、中国の提案により2011年9月、北京において第1回APEC林業担当大臣会合が開催されました。今回は、ペルーの提案により首都リマから南西に約600キロ離れたクスコの地において第2回目の林業担当大臣会合が開催されました。

2. 各エコノミーからの声明発表

ブルネイ、香港、ニュージーランドを除く18のエコノミーから本大臣会合における声明が読み上げられました。その中で各エコノミーの森林・林業の状況が紹介され、また政策を推進する上での課題と現在の取組について紹介がありました。特に、違法伐採対策に関して、豪州、インドネシア、フィリピン、米国などから森林生態系サービスを利用して事業を行う水力発電、水供給、エコツーリズム等の事業者から森林を維持管理する地域社会に

その中で、持続可能性の実現は一日では成らず時間がかかるが、林業以外の部門との連携を図り、貧困対策への貢献などGDPに現れない森林の価値について外部に訴求していくことが重要との認識を共有しました。

セッション2では、「アジア太平洋地域における持続可能な森林経営に対する脅威とチャレンジ」をテーマとし、ペルーにおける脅威として、採鉱、森林への移民の増加と違法な開発、砂漠化地域の拡大、林業の採算性の悪化等が紹介され、これらを克服するためのチャレンジとして情報技術の積極的な利用について説明があり、議論が行

な取組について説明しました。ロシアは、国際協力なくしては持続可能な森林経営の実現は困難として協力の呼びかけを行い、韓国はアジア森林協力機関（AFOCO）の設立について紹介しました。ベトナムは、森林生態系サービスを利用して事業を行う水力発電、水供給、エコツーリズム等の事業者から森林を維持管理する地域社会に

からは法律の整備について、斐リピンからは法執行の強化について、マレーシア、パプアニューギニア等からは森林認証制度の進展や木材追跡技術の開発についての説明がありました。また、我が国やカナダからは、グリーン成長に貢献する林業・木材産業分野の具体的な取組について説明しました。ロシアは、国際協力なくしては持続可能な森林経営の実現は困難として協力の呼びかけを行い、韓国はアジア森林協力機関（AFOCO）の設立について紹介しました。ベトナムは、森林生態系サービスを利用して事業を行う水力発電、水供給、エコツーリズム等の事業者から森林を維持管理する地域社会に



林業担当大臣会合の様子

4. クスコ声明

「クスコ声明」では、2020年までに域内で少なくとも2000万haの森林面積の増加を目標とした2007年APEC首脳宣言などを踏

まえ、森林が今後もグリーン成長と持続可能な発展に関係した課題に対する取り組みが、各エコノミーと森林・林業の状況や関連する政策について全体会合及び二国間会合を通じて意見交換する機会として非常に有益であると考えられます。しかしながら今次会合では、大臣級の出席はホスト国ペルー及び台湾のみであり、実質的には事務レベルの会合となりました。今後、「大臣会合」として継続するためには、時宜を得た適切な議題の設定と、そこで話し合いの成果をどの世界的な取組に反映させていくことを前提とするのかなど、より明確な開催目的が必要と考えられます。



会合終了後の記者会見の様子

5. おわりに

本大臣会合は、APECの「林業目標」のレビューのほか、各エコノミーと森林・林業の状況や関連する政策について全体会合及び二国間会合を通じて意見交換する機会として非常に有益であると考えられます。しかしながら今次会合では、大臣級の出席はホスト国ペルー及び台湾のみであり、実質的には事務レベルの会合となりました。今後、「大臣会合」として継続するためには、時宜を得た適切な議題の設定と、そこで話し合いの成果をどの世界的な取組に反映させていくことを前提とするのかなど、より明確な開催目的が必要と考えられます。

続可能な熱帯林管理の実現に向けて

国連インディネシアREDD+調整事務所（UNORC-ID*）課題アドバイザリーユニット長

1. 「村人の権利」に関する議論

認めめる必要があるという主張である。

卷之六

候変動の文脈で論じられる中で、森林の「保有権 (tenure)」に関する議論が活発化している。それは、気候変動に関わる資金の受益者が、最終的には森林の所有者や管理者になると見込まれている」とと深く関係している。

新しいことではない。熱帯諸国においては、法令上、大半の森林が国家管理下に置かれてきたが、現場の実態を見れば村人たちが慣習的に利用してきた森林である場合も少なくない。このため、実質的に村人が利用している森林について、彼らの利用権を法令の枠組みの中で位置づけるべく、村人の森林保有権を主張する議論が以前より行われてきた。熱帯林の持続的管理を実現するために、は、森林に関する「村人の権利」を

能性がある。1996年に調査で訪れたインドネシア西カリマンタン州にある先住民族の山村では、村人たちが村の森の一部を伐り開いてアブラヤシ農園を経営する計画を立てていた。また、同年、パプアニューギニアを訪問した際には、森林局の技官から「村長が村の森を伐採業者に売り払い、森が荒れてしまつた」という話を聞いた。パブアニューギニアは法令で村が森林の所有権をもつことを認めている国である。

熱帯林の持続的管理を進めるには、村人の権利を認めるだけではなく、彼ら自身が森林の持続的利用に将来的な価値を見出し、それを実践するための一定の組織的・技術的能力を共有することが不可欠なのである。

3. 村人による熱帯林の持続的管理に向けた取組

上記のような考え方を一つの背景として、1980年代より、村人にによる熱帯林の持続的管理を実現するための諸活動がアジア・アフリカ・南米の村々で推進されている。当初は国際機関やNGOによつて主導され、1990年代以降は、政府施策として推進される事例がネパールや

フィリピン、インド、メキシコなどでは見られるようになつてきた。その中心的な活動は、森林管理を担う村人たちの組織化と彼らに対する林业技術支援である。

ネパールは森林管理のための住民組織化が最も成功している国の一つとして関係者間で知られるが、その過程では様々な困難があつた。その最たるものは、村にある森を利用するためのルール作りに際して、村の有力者の意向が強く反映されてしまうことであつた。ネパールの山間部では薪炭や家畜飼料など、日々の暮らしに森林産物が利用されている。村の有力者は自家の農地にある木々から必要な資源を採取できるが、土地なし世帯は村の森から採取せざるを得ない。ところが、有力者たちは村の森を財産として保存することに关心を持ち、世帯当たり採取割当量を少なく抑えるようなルール作りをしたのである。それは、農地を持たない（または狭い農地しか持たない）世帯が必要量の薪や飼葉入手できぬという結果をもたらした。このような状況は、NGOや研究者による実態調査を通じて明らかにされ、森林局などの介入もあって徐々に改善されてきたが、一時期は、「村人

2. 「村人の権利」とは

「村人の権利」を認めるべきという主張の中で最も重要な点は、森林産物を日々の暮らしの中で利用している村人が自分たちのルールに基づいて森林管理を行っていく、という考え方である。そこには、村人たちが利用している森林に対して国家・地方行政や周辺集落がこのような「村人の権利」を認めることで、当の村人たちが森林を持続的に利用していく可能性は高まるという仮説が付随する（多くの場合、この仮説が集落レベルでは成り立つことが様々な研究論文によつて実証的に論じられている）。

ここでいう権利とは、法令上の権利に限らない。例えば、法令上、村人による森林利用が明示的に認められていないとも、森林行政や自治体企業、周辺村落が実質的にある集落

の森林利用を認知する行動をとつて、いれば、当該集落の人々は彼らの森林利用が認められているものと認識し、管理活動に従事する。10年前、タイ東部トラット県にある漁村でマンゴローブ林の管理活動支援に関わっていた時、村人たちは、マンゴローブ林が国有林であるにも関わらず、自分たちの森として管理計画を策定し、他所から来る違法伐採者や沿岸を荒らすトロール漁船を追い払う活動をしていた。その背景には、トラット県森林局の行政官が村人によるマンゴローブ資源利用の権利を尊重し、「資源が保全される限りにおいては国有林保全計画と矛盾しない」という立場を貫いていたという事実

令で村人の資源利用を一部認めていた国であり、90年代には商業伐採が認められる法令を公布している。しかし、大臣の一声によつて村人による木材伐採事業が停止させられることが何度も発生し、その度に村人は一時的に所得を失う羽目に陥つた。1990年代後半から2000年代前半にかけて何度も調査で訪れたミンダナオ島東ダバオ州の山間部の村では、法令に従つて持続的な木材伐採事業を行つていた村人の間で、国が勝手に伐採事業を停止させるならびに我々も勝手に伐採しようじゃないかという声が強くなることもあつた。

だが、「村人の権利」を単に認めるだけでは熱帯林の持続的管理にはつながらない。集落にある森林地をもつたない集落に対しても森林利用の権利を認めても、彼らはその権利を用いて森林を伐開または劣化させる可

の権利」を認めることで村の貧困世帯の生活がより困難になるという事態を招いていたのである。

2010年代に入った現在、このようないわゆる政府の施策が広域レベルで熱帯林の持続的管理に貢献している事例も既に報告されている。ネパールでは1万7000を超える住民組織が結成され、同国の森林の3割以上**が彼らの下で管理されている。メキシコでは7割**の森林が住民組織によつて管理されている。ただ、このような広域レベルでの貢献に関する実証事例はまだ多くはない。個々の集落レベルでの成功は既に述べたように世界的な傾向として観察されているが、それが国家レベル・世界レベルでの熱帯林の持続的管理に結びついているのかという問い合わせは、まだ必ずしも答が出ていいるわけではない。

4. 森林を巡る認識変化の中で
1980年代に熱帯林の減少問題
が世界的な注目を浴びた際、熱帯林
の重要性として、国家経済、生物多
様性保全、集落住民の生計といった
個々の分野への貢献が各分野の専門
家・関係者によって主張されてきた。

4. 森林を巡る認識変化の中での

1980年代に熱帯林の減少問題が世界的な注目を浴びた際、熱帯林の重要性として、国家経済、生物多様性保全、集落住民の生計といった個々の分野への貢献が各分野の専門家・関係者によつて主張されてきた。

久保英之

今は1980年代より森林行政が本格化し、村人の資源利用を一部認めていた国であり、90年代には商業伐採も認める法令を公布している。しかしながら、大臣の一聲によつて村人による木材伐採事業が停止させられることで、何度も何度か発生し、その度に村人は一時的に所得を失う羽目に陥つた。1990年代後半から2000年代前半にかけて何度か調査で訪れたミンダナオ島東ダバオ州の山間部の村では、法令に従つて持続的な木材伐採事業を行つていた村人の間で、国が勝手に伐採事業を停止させるならば我々も勝手に伐採しようじゃないかという声が強くなることもあつた。

だが、「村人の権利」を単に認めただけでは熱帯林の持続的管理につながらない。集落にある森林地を農地や農園に転換しようという意向をもつ集落や、森林利用のルールをもたない集落に対して森林利用の権利を認めても、彼らはその権利を用いて森林を伐開または劣化させる可

* (出所) FAO-FRA2010

*UNORCID : United Nations Office for REDD+ Coordination in Indonesia

REDDプラス セーフガード 国際ワークショップ

2013年10月7日
於：海運クラブ 2階ホール

国際緑化推進センターでは、来る10月7日(月)に東京・千代田区の海運クラブにおいて、REDDプラスセーフガード国際ワークショップ(主催：林野庁/運営：森林保全セーフガード確立事業コンソーシアム)を開催します。

REDDプラスの実施にあたっては、生物多様性や地域住民の生活に配慮すること等が求められており、セーフガードと呼ばれています。今回のワークショップでは、このセーフガードに関する幅広い理解と認識の共有を目的に、その取組事例の報告や評価手法等に関する検討状況の紹介を行います。詳細は当センターホームページをご覧ください。多数のご参加をお待ちしています。

国際緑化推進センター
<http://www.jifpro.or.jp/>

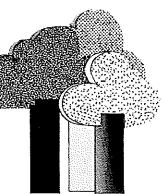
平成25年度マラウイ国別研修「住民参加型森林管理計画」コースの実施
JICAによるマラウイ国別研修
研修受託機関として、カリキュラムの作成、講師の派遣ほか研修の運営管理等を実施しました。研修は7月8日から8月11日まで、マラウイ共和国からの研修生10名(森林局、水道局、大学講師など)を対象に、ザラニヤマ森林保護区の森林管理計画の策定を最終目標として、これに必要な幅広い分野について講義・実習を行いました。研修の最終成果として、ザラニヤマ森林保護区のゾーニングプランの作成及び森林管理

平成25年度マラウイ国別研修「住民参加型森林管理計画」コースの実施
途上国森づくり委員会・開発地植生回復支援部会を開催

途上国森づくり委員会を7月5日に開催し、本委員会が担当する3事業「海外森林保全参加支援事業」、「貧困削減のための森づくり支援事業」、「開発地植生回復支援事業」それぞれについての前年度事業結果の報告、今年度実施計画案の説明を基に、事業の実施方針・内容及び各事業間の連携について検討を行いました。

途上国森づくり委員会・海外森林保全参加支援部会を開催

センターの活動



途上国森づくり委員会を開催

途上国森づくり委員会を7月5日に開催し、本委員会が担当する3事業「海外森林保全参加支援事業」、「貧困削減のための森づくり支援事業」、「開発地植生回復支援事業」それぞれについての前年度事業結果の報告、今年度実施計画案の説明を基に、事業の実施方針・内容及び各事業間の連携について検討を行いました。

途上国森づくり事業の海外森林保全参加支援活動に係る部会を7月30日に開催しました。前年度事業結果の報告、今年度実施計画案の説明を基に、事業の実施方針・内容について具体的な検討を行いました。

平成25年度林業NGO等活動支援事業の助成対象を決定

熱帯林の保全造成などを実施する林業NGOを対象に当センターが実施する本年度の助成について、7月30日に審査委員会を開催して検討した結果、次の8件の事業への助成を決定しました。

【緑化プロジェクト形成調査】

NGOが熱帯林造成等のプロジェクトを形成するため必要な調査費用を助成するものです。

▼特定非営利活動法人 アジア植林

ラオス人民民主共和国における製炭用原料木植林事業への事前調査(ラオス)

▼友好協会

途上国森づくり事業・貧困削減のための森づくり支援部会を開催

途上国森づくり委員会・開発地植生回復支援部会を開催

平成25年度マラウイ国別研修「住民参加型森林管理計画」コースの実施

途上国森づくり委員会・開発地植生回復支援部会を開催

平成25年度マラウイ国別研修「住民参加型森林管理計画」コースの実施

途上国森づくり委員会・開発地植生回復支援部会を開催

途上国森づくり委員会・開発地植生回復支援部会を開催

途上国森づくり委員会・開発地植生回復支援部会を開催

途上国森づくり委員会・開発地植生回復支援部会を開催

途上国森づくり委員会・開発地植生回復支援部会を開催

途上国森づくり委員会・開発地植生回復支援部会を開催

途上国森づくり事業のうち、開発地植生回復支援事業は、鉱物の採掘等によって荒廃した土地周辺の植生を回復するための技術指針を作成し普及する事業です。

本年度第一回部会を8月1日に開催し、森林回復技術開発モデル林の造成状況や土壤PH等の調査結果について報告し、今年度の調査計画案の検討を行いました。

平成25年度林業NGO等活動支援事業の助成対象を決定

途上国森づくり事業のうち、開発地植生回復支援事業は、鉱物の採掘等によって荒廃した土地周辺の植生を回復するための技術指針を作成し普及する事業です。

途上国森づくり委員会を開催

途上国森づくり委員会の様子

途上国森づくり委員会の開催

JICA集団研修の最終成果発表会の開催

当センターではJICAから集団研修「国家森林モニタリングシステム(NFMS)整備のための人材育成」コースを受託し、その最終成果発表会を7月5日に一般公開にて開催しました。研修生11名は、2ヵ月間の研修成果を「自国の状況に基づくNFMS構築のためのアクションプラン」という題目で発表し、一般参加のJICA関係者、政府、研究機関、民間コンサルト等を交え、REDDプラスを実施していくためのNFMSの現状や課題等について活発な議論を交わしました。

当センターではJICAから集団研修「国家森林モニタリングシステム(NFMS)整備のための人材育成」コースを受託し、その最終成果発表会を7月5日に一般公開にて開催しました。研修生11名は、2ヵ月間の研修成果を「自国の状況に基づくNFMS構築のためのアクションプラン」という題目で発表し、一般参加のJICA関係者、政府、研究機関、民間コンサルト等

国際緑化推進にご参加ください

第23巻第3号（年3回発行）
平成25年9月30日発行

編集／緑の地球編集委員会
発行／公益財団法人 国際緑化推進センター

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12
電話 03(5689)3450

FAX 03(5689)3360
林友ビル3階

かけがえのない地球を「緑豊かな地球」として未来に引き継いでいく——国際緑化推進センターの活動に積極的にご参加ください。

◎年会費

- ・個人会員：1口 10,000円
- ・団体会員（法人・法人以外の団体・地方公共団体）
：1口 100,000円

◎会員へのサービス

当センターが発行する出版物はじめ国際森林・林業協力に役立つ情報の提供、また海外緑化活動に関する相談などに応じます。

◎入会のお申込み先

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル3階
公益財団法人 国際緑化推進センター
電話：03-5689-3450 FAX：03-5689-3360
E-mail：jifpro@jifpro.or.jp

◎会費お振込み先

三菱東京UFJ銀行 春日町支店／普通口座 0496575
<口座名> 国際緑化推進センター

地球上の森林は、熱帯林を中心として毎年約1300万ヘクタール減少しています。いま、世界中の人たちが力を合わせ、熱帯林の保全と造成に取り組むことが緊急に求められています。

公益財団法人国際緑化推進センターは、「熱帯林が提供する豊かな効用を未来にわたり持続的に享受できるようにしていくことは、今に生きる私たちみんなの務め」との理念のもとに、熱帯林の保全・造成をはじめ国際緑化推進のために次のような事業に取り組んでいます。

- 国際森林・林業協力を担う人材の養成・確保
- NGOなど民間団体が行う国際森林・林業協力活動に対する支援
- 森林の保全・造成・修復に役立てる調査や研究開発
- 熱帯途上国での森林の保全・造成
- 国際森林・林業協力に必要な情報の収集・提供
- 国際緑化活動に関する普及・啓発

これら国際緑化推進センターの事業へ、国民の皆様、民間団体、企業などのご協力ををお願いしています。



公益財団法人
国際緑化推進センター

〒112-0004

東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル3階

電話：03-5689-3450 FAX：03-5689-3360 E-mail：jifpro@jifpro.or.jp URL：<http://www.jifpro.or.jp/>